

川崎市建築計画概要書等の閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 1 3 号

川崎市建築計画概要書等の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

川崎市建築計画概要書等の閲覧に関する規則（昭和46年川崎市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「者」の次に「（以下「閲覧希望者」という。）」を、「記入し」の次に「、又は窓口閲覧システム（概要書の閲覧等を行うための電子情報処理組織でまちづくり局指導部建築管理課が所管するものをいう。以下同じ。）に必要事項を入力し」を加える。

第9条第2号中「概要書」の次に「又は窓口閲覧システムの端末機器」を加える。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（インターネットの利用による閲覧）

第10条 第2条から前条までの規定にかかわらず、市長は、概要書をインターネットを利用して閲覧希望者が閲覧することができる状態に置く措置をとることができる。

附 則

この規則は、令和8年3月16日から施行する。